

税法上の優遇措置について

都城市社会福祉協議会は、税制上、国や地方公共団体と同様に、寄附金に対する「優遇措置」の対象団体となっています。このことは、社会福祉協議会が社会福祉法に基づいて、幅広い人々の参加のもと、地域に必要な活動・事業を実施することを目的としている団体であり、社会福祉の増進に貢献していると社会的な評価を得ているためです。

1. 個人が支払った寄附金控除

●所得税の優遇措置（所得税法第78条）

個人が国や地方公共団体、特定公益増進法人※1等（本会含む）に寄附金を支出したときは、寄附金控除として所得から控除されます。

$$\begin{aligned} & (\text{所得金額} - \text{所得控除額}^{\ast 2}) \times \text{税率} = \text{控除後税額} \\ & \ast 2 \text{所得控除額} = \text{本会等への寄附金合計額} - 2 \text{千円} \end{aligned}$$

●住民税の優遇措置（宮崎県、都城市条例等）

宮崎県及び市町村が条例で指定した寄附金のうち、2千円を越える部分について、次の率を乗じた額が寄附をした翌年度の個人住民税から税額控除されます。

$$\begin{aligned} & \text{宮崎県及び都城市の両方が条例指定した寄附金} \\ & (\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times 10\% = \text{税額控除} \\ & \quad \left[\begin{array}{l} \text{宮崎県指定分 4\%} \\ \text{都城市指定分 6\%} \end{array} \right] \end{aligned}$$

2. 法人が支払った寄附金の損金算入（法人税法第37条）

- ① 会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。
- ② 特定公益増進法人※1に対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で寄附金の合計額と特別損金算入限度額といずれか少ない金額の範囲内で損金に算入されます。

※1 特定公益増進法人とは、公共法人、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人（社会福祉法人等）をいいます。

～控除を受けるには確定申告（本会発行の領収書）が必要です～